

柔道整復師のかかり方

接骨院・整骨院とは？

接骨院や整骨院で施術を行うのは柔道整復師です。柔道整復師は、骨折や脱臼、捻挫、打撲及び挫傷(肉離れ等)などの痛みに対して施術を施します。柔道整復師による施術は医師の治療に当たるものですが、医師は「治療」、柔道整復師は「施術」の呼び名に区別されています。

● 保険医療の対象となるケース

柔道整復師による施術は、保険医療の対象となる場合と対象外の場合があります。おもに打撲や捻挫、骨折、脱臼などは対象となり、単なる肉体疲労や肩こりなどの場合は自己負担となります。あとで混乱しないためにも、施術前にしっかりと確認することが大切です。

◎ 健康保険で柔道整復師にかかる場合

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷(肉離れ等)
- 骨折・脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)
※ 小児の肘関節脱臼は医師の同意書は不要

■ 次のような場合は、健康保険で柔道整復師にかかることはできません。

◆ 全額自己負担になります。

- 日常生活のなかの疲れや肩こり
- スポーツなどによる肉体疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)
- 加齢による腰痛や五十肩の痛み
- 漠然とした施術
- 交通事故の場合
- 業務上の負傷の場合

※ 施術内容についての確認をお願いすることがあります。

健康保険で柔道整復師にかかった方に、負傷の原因や施術内容等について照会をさせていただくケースがあります。これは請求内容等に誤りがないか確認をさせていただくためです。

健康保険の財政健全化のためにも、皆様のご協力をお願いいたします。